

I 業務運営・財務内容等の状況
(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供
① 評価の充実に関する目標

中 期 目 標	<p>○研究・教育・業務運営に関する恒常的な評価組織を設置する。</p> <p>○統一的な点検・評価項目を定め、定期的に評価を実施するとともに、その結果を公表する。</p>
----------------------------	--

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
<p>（自己点検・評価の改善に関する具体的方策） 【48】</p> <p>○平成17年度に、点検・評価のための学内ファイリングシステム等を構築するための「点検・評価電子化推進プロジェクト」を設置し、できるだけ早期に当該システムを構築する。</p>	<p>【48、32】</p> <p>○教育・研究等評価センターでは、教育・研究活動の点検・評価のための「教員活動報告書」データのファイリングシステムの構築を進めるとともに、各種学内データベースとの連携について協力する。（再掲）</p>	III	III	<p>（平成16～18年度の実施状況概略）</p> <p>○平成17年度には「各種教育研究活動データの効果的な活用法検討プロジェクト」に参画して総合情報基盤機構、総合研究機構等と連携し、学内における各種教育研究活動データの適切で効果的な情報共有、情報発信、情報保護等について検討した。そこでは、「教員活動報告書」をはじめとする学内の各種データの状況を把握し、主にデータの共有に関する技術的可能性について議論し、プロトタイプシステムの作成を提案した。平成18年度には上記「プロジェクト」に引き続き参画し、学内における各種教育研究活動データの共有化に向けた技術的検討のために、「教員活動報告書」および「学内総覧」の入力を共通にするプロトタイプの構築に協力した。同プロトタイプの試用により利用効果の検討を行った。その結果にもとづき、今後の学内統合データベースのあり方について議論し、提言を行った。</p>	<p>○教育・研究等評価センターでは、平成19年度に作成した集計システムをより有益に活用するための検討を継続する。</p>		
				<p>（平成19年度の実施状況） 【48、32】</p> <p>○平成16年度から18年度までの3年間にわたって収集した「教員活動報告書」データをより有効に活用できるように、そこから必要な情報を選び出して集計できるシステムを作成した。これによって、組織単位ごとのデータの集計など、様々な観点からの点検・評価の需要にスムーズに対応できる独自のシステムが構築され、各種学内データベースとの連携ができる態勢を整えた。</p>			
<p>（評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策） 【49】</p>	<p>【49】</p>	III	III	<p>（平成16～18年度の実施状況概略）</p> <p>○平成16年度、17年度に他大学を視察し、点検・評価の情報収集を行うとともに、本学における点</p>	<p>○教育・研究等評価センターでは、引き続き点検・評価の結果</p>		

<p>○平成16年度に設置する「教育・研究等評価センター」において「業務運営評価部門」が、点検・評価、及びそのための情報分析を担当し、平成17年度までに、点検・評価の結果を大学運営に反映させるシステムを構築する。</p>		III	<p>検・評価とそのため情報分析、およびその結果を大学運営に反映させるシステムの構築をおこなってきた。具体的には平成17年度から評価センターの「教育評価部門」、「研究評価部門」、「業務評価部門」においてそれぞれの分野における中期計画の年度計画の進捗状況の点検・評価を行い、その結果を学長に報告するとともに、全学運営会議に報告し、大学運営および部局運営に反映させるシステムを構築した。</p>	<p>を大学運営に反映させるシステムの改善に努める。</p>
	<p>【49】 ○教育・研究等評価センターでは、引き続き点検・評価の結果を大学運営に反映させるシステムの改善を行う。</p>	III	<p>(平成19年度の実施状況) 【49】 ○前年度に引き続き評価センターにおいて中期計画の年度計画の進捗状況の点検・評価を行い、その結果を学長に報告するとともに、全学運営会議に報告した。また本年度より、評価担当副学長がおかれ、学長室会議等を通じて大学運営により直接的に反映させ。また、教育・研究に関わる懸案を審議する全学評議会に評価センター長も出席し、点検・評価結果を直接報告し、審議することができるようになった。これらにより、点検・評価結果が大学運営および部局運営により良く反映させるようシステムが改善された。</p>	
<p>【50】 ○平成17年度末までに、教員の大学運営への貢献、教育研究の業績、社会貢献等に対する評価システムを構築するとともに、その結果を踏まえて、平成18年度から、優れた教員に対する支援方策を検討し、平成19年度には支援体制を整備し、具体的支援を実施する。</p>		III	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) ○16年度は、「教員活動報告書」による教員個人の評価方法を検討するため、教員評価を先んじて実施している大学、評価委員会や業務・評価センターを設置している大学を視察し、情報を収集した。海外では、教員評価方法の進んでいる米国のジョージア大学、ケンタッキー大学を視察し、学科レベルでの教員評価の方法を学んだ。これらの成果と評価センター設置準備室が設計した「教員活動報告書」の評価項目をもとに、市販ソフトによる教員活動報告書の試験データ収集を実施した。 ○17年度は、より全学的な教員の教育研究活動の評価方法を開発するために、16年度に試行した教員活動報告書と本年提出された教員活動報告書に記載された内容を比較・精査した。また、他大学への出張調査を行った。これらを踏まえ、教員の個人評価の方針と実施要項を策定し学長に提出した。学長は評価センター案を教育研究評議会に審議した。また、教員各人が提出する教員活動報告書に基づく「教員活動評価の方針」と「教員活動評価の実施要項」を作成した。 ○18年度 「教員活動評価の基本方針」と「教員活動評価の実施要項」に即して、全学規模で本格的な教員活動報告書の提出を実施した。また、各部局（部局長等）は、自ら定めた教員活動評価の実施要領により、教員活動報告書のデータを利用して、教員個人の教育研究活動の評価を実施した。各部局から寄せられた教員活動報告書に対する改善要望について検討を行い、入力システムを改善した。評価センターは「教員活動評価の基本指針」の第6項「評価の活用」において、「部局長等は、特に高い評価を受けた教員に対し、その活動の一層の向上を促すために支援等の適切な措置を行う」</p>	<p>○教育・研究等評価センターでは、各部局において、高い評価を受けた教員に対する支援体制が、前年度の検討結果に基づいて整備され、具体的支援が実施されているかどうかを引き続き点検する。</p>

	と明記している。平成18年度にはこの方針に従い高い評価を受けた教員に対する支援策をとるよう各部局に対し指示した。	
<p>【50】 ○ 教育・研究等評価センターでは、各部局において、高い評価を受けた教員に対する支援体制が、平成18年度の検討結果に基づいて整備され、具体的支援が実施されているかどうかを点検する。</p>	<p>(平成19年度の実施状況) 【50】 Ⅲ ○ H19年度には、各部局で高い評価を受けた教員に対して具体的にとった措置について報告を求めた。また、全学レベルでは高い評価を受けた教員に対して長期研修制度で経費の一部を支給することとなった。</p>	
ウェイト小計		

I 業務運営・財務内容等の状況
 (3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供
 ② 情報公開等の推進に関する目標

中期目標	○学内における情報の一元的管理を行う。 ○大学の広報機能を強化する。
------	---------------------------------------

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
(大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策) 【51】 ○平成16年度に、セクシャルハラスメントの防止を含め、教職員が守るべきガイドラインを定め、学内外に周知・公表する。		III		(平成16～18年度の実施状況概略) ○(平成16年度)平成16年4月にセクハラのリフレットを作成し、学内外に周知・公表。また、12月には、全教職員を対象に臨床心理士を招聘してセクハラ防止のための研修会を開催。 ○(平成17年度)新任の相談員を対象に「本学のセクハラ防止体制等」「相談員の業務」「セクハラ対応の基本」等の講習会を実施した。 ○(平成17年度)新任の受付担当者を対象に「本学のセクハラ防止体制等」「相談員の業務」「セクハラ対応の基本」等の講習会を実施した。 ○(平成17年度)セクハラ問題の担当者を「セクシュアル・ハラスメント問題解決に向けたワークショップ」に参加させ、問題解決・問題を未然に防止するためのノウハウを学び、スキルアップを図った。 ○(平成17年度)全学教職員を対象に、「人権及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する講演会」を実施した。 ○(平成18年度)埼玉県人権推進課講師及び本学相談員による「人権及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する講演会」を開催し、人権侵害やセクシュアル・ハラスメント防止のため、本学構成員が認識すべき事項について周知を図った。 ※平成18年12月7日開催：受講者約100名	○年度計画なし。		
				(平成19年度の実施状況) 【51】 ○埼玉県人権推進課講師及び本学相談員による「人権及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する講演会」を開催し、人権侵害やセクシュアル・ハラスメント防止のため、本学構成員が認識すべき事項について周知を図った。 ※平成19年12			

<p>【52】 ○平成16年度に、産学連携の相手方との関係において教員が守るべきガイドラインを定め、学内外に周知・公表する。</p>	<p>【52】 (産学官連携及び社会貢献の推進を適正・効果的に行うため、平成17年度に利益相反マネジメントポリシー及びそれに基づく規程を定めて周知・公表するとともに、規程に基づく措置を実施しているため、19年度は年度計画なし)</p>	<p>III</p>	<p>月5日開催：受講者約60名</p> <p>(平成16～18年度の実施状況概略) ○総合研究機構は、産学官連携ポリシー(18.4.26制定)、利益相反マネジメントポリシー(18.7.13制定)、利益相反マネジメント規程(18.7.13制定)などの規程等を作成し、学内外へ周知・公表を行った。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【52】 ○産学連携の相手方との関係において教員が守るべきガイドラインの啓蒙活動(説明会開催など)と、利益相反マネジメントを円滑に行った。</p>	<p>○年度計画なし。</p>
<p>【53】 ○大学の持つ知的情報を一元的に把握し、データベース化を推進し、社会の求めに応じて情報を適切に加工して提供するなど、大学と社会の間のインターフェイス機能を持った組織を平成16年度に設置する。</p>	<p>【53】 ○総合情報基盤機構では、平成18年度に試験運用を開始したSUCRA(埼玉大学学術情報発信システム)の本格運用を通じて、学術情報発信を推進する。(再掲)</p>	<p>III</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) ○16年6月、学長の諮問を受けて「全学IT基盤構築検討プロジェクト」を発足(主査：前川総合情報処理センター長)、検討の結果、全学的視野に立ったIT・学術情報基盤の整備のための組織として、図書館と総合情報処理センターを中核とする総合情報基盤機構(仮称)の設置について7月29日に学長に答申した。これを受け、10月に図書館と情報メディア基盤センター(総合情報処理センターを改組)を中核とする「総合情報基盤機構」が設置され、その目的として「学術情報の収集・蓄積・提供を行うこと」と明記された。18年1月には情報メディア基盤センター長を主査とする「各種教育研究活動データの効果的な活用法検討プロジェクト」が設置され、統一入力インターフェースプロトタイプを作成・試行等により情報共有を中心に検討を行った。成果は19年1月に報告書「各種教育研究活動データの効果的な利活用について」にまとめられ、今後のあり方について技術的側面からの提言を行った。 ○本学の学術成果を登録し、電子的な手段を通じて学内外に公開するSUCRA(埼玉大学学術情報発信システム)の試験運用を開始した。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【53】 ○平成18年度に試験運用を開始したSUCRA(埼玉大学学術情報発信システム)の本格運用を通じて、学術情報発信を推進する。(再掲)</p>	<p>○総合情報基盤機構では、平成19年度から本格運用開始のSUCRA(埼玉大学学術情報発信システム)を通じて、本学の研究成果等の学術情報発信及び情報公開を積極的に推進する。</p>
<p>【54】 ○平成16年度に、学外者や学生も参加する「広報プロジェクト」を発足させ、既存のホームページ・広報誌等の点検・見直しを行うとともに、平成17年度までに、新たに電子化を軸とした「大学広報プラン」を策定し、</p>			<p>(平成16～18年度の実施状況概略) 1. 広報機能強化の一環として学内の広報委員ほか同窓会連合会、産学交流協議会などからの学外者、学生の代表者からなるプロジェクトを組織した。 プロジェクトにおいては、現行の広報誌の見直しを行うほか、電子化を軸とした「大学広報プラン」を策定した。</p>	<p>○平成17年度に作成した「広報プラン」の推進を図る。 ○大学ホームページのエントリーページのリニューアルを行う。 ○広報委員会を廃止し、新たに副学長をキャップとする広報室を設置し、広報業務の機動性を図る。</p>

実施する。

III

「大学広報プラン」は①埼玉大学の良さをもっと社会へ ②見たい知りたい情報を速やかに ③効果的な広報活動を の3つをスローガンにWEBの再構築など具体策を取りまとめた。

2. 広報プランの内容を踏まえ、大学ホームページのトップページのデザインを改善するなどリニューアルを行った。

3. 大学開放デーを実施するなど地域や外部に対し大学を積極的にアピールした。

4. 高校生（入学志願者）をメインターゲットとした情報提供をコンセプトに広報誌を大幅に改善した。

5. 埼玉大学の教育研究、諸活動に関する情報交換を目的とした埼玉県内報道各社との連絡会「埼玉学術懇話会」を発足させ、地域社会に向けて積極的に情報発信する環境を整えた。

○ 全学教育・学生支援機構では、平成19年度から更新される予定の大学ホームページに合わせて、在学生向けのホームページについてリニューアルを行い、掲載項目及び内容についても更なる充実を図った。

○ 19年3月導入の情報処理システムにおいて、大学ホームページ等の発信を行うWebサーバを更新した。仕様策定にあたっては、従来各部局等が個別に立てているWebサーバの統合を視野に入れ、バーチャルドメインへの対応等自由度の高い運用ができるものとした。

○ 【平成18年度】教養学部では、平成17年度に作成した「広報プラン」に基づき以下の通り実施した。1) 学部案内、大学院案内、学部ニューズレターを作成した。2) 他関連委員会と連携しつつ、大学説明会を企画・実施した（大学説明会for Teachers、大学説明会、学部相談会）。3) 大学院説明会を企画・実施した。4) 出張講義・模擬講義を実施した。5) 大学開放デー、埼玉大学便り、埼玉大学概要など、全学の広報活動を全学広報委員と連携しつつ、企画・実施あるいは作成した。6) 公開講座類を企画・実施した（「With You さいたま」との共催公開講座、さいたま市シニアユニヴァーシティ大学院）。7) ホームページ部会を設けて学部および大学院ホームページを管理し、記載内容更新・デザインの変更を行うと共に、各種委員会・教員個人によるホームページの開設・維持を支援した。広報委員会メールアドレスを管理し、外部からの問い合わせに対応した。8) FM浦和放送、川越高校内ガイダンス中央ゼミナール「編入・大学院フェア（社会人入試含む）説明会」等による広報活動を実施した。

○ 教育学部では、「広報プラン」をもとに学部独自の広報戦略を毎年度策定し、これに基づいて、学部広報委員会は、学部広報コンセプトの刷新を図って、斬新な事業活動を展開してきた。

○ 学部入試広報戦略にそって、県内・県外高校を延67校、3予備校（平成17年度22校、平成18年度43校、3予備校）を訪問し、積極的な学部説

【54】
○ 平成17年度に作成した「広報プラン」の推進を図る。

明を展開した。
○ 出張講義には、すべての教員が参加するシステムをつくり、延べ54校の出張講義、大学見学13件に対応した。
○ 経済学部では、平成16年度以前より、学部独自のサーバーを設置し、学部サイト（WEB）を通じた積極的な広報活動を行っている。平成17年以降も、全学で作成した「大学広報プラン」に基づき、既存のホームページの点検・見直し等を行い、新しい入試体制や特色ある教育のアピールなど、学外者に対する経済学部広報に力を入れるとともに、学部シラバスの電子化や学習支援システム（休講・補講連絡システム）といった在学生に対するサービスの向上も積極的に行った。また、アドミッション委員会と、入試情報の正確かつ迅速な公開方法を含む効果的な広報活動実施のための検討会議を行った。さらに、平成17年度より放送されているFM浦和の「キャンパスインフォメーション」において、経済学部の入試方法やカリキュラム内容、および学部主催の各種イベントの宣伝等、メディアを通じた積極的な広報を行った。平成18年度から経済学部が参加した「大学開放デー」では、地域市民が関心を持つテーマでシンポジウムを開催するとともに、経済学部の紹介も行った。
○ 理学部では、広報委員会が学部HPの更新を毎月定期的に行い、適切な広報活動を行なった。
○ 工学部では、ホームページの充実、学部案内の充実などの広報プランを実施した。

Ⅲ (平成19年度の実施状況)
【54】
○ 大学ホームページについて、各学部・研究科のページの共通コンテンツの整理、メニュー配置位置の統一、大学カラーに合わせた色彩デザインの変更など更なるリニューアルを行った。
○ 全学教育・学生支援機構では、在学生向けのホームページについてリニューアルを行い、掲載項目及び内容についても更なる充実を図った。また、学生が頻繁にアクセスするWebシラバスやWeb履修登録について、大学ホームページからアクセスするような工夫をし、学生が頻繁に大学ホームページにアクセスするようにした。さらに、「教養教育に関する学生の満足度調査報告書」、「本学『卒業生に関するアンケート』集計結果報告書」については、ホームページに公表し、学外者への閲覧に供するとともに、今年度中に作成予定の「教養教育に関する教員の意識・意見調査報告書」、「全学教育に関する自己点検・評価報告書」についても広報予定である。
○ 教養学部では、平成17年度に作成した「広報プラン」に基づいて、以下の通り実施した。
1) 学部案内、大学院案内、大学院ポスター、学部ニューズレターを作成した。
2) アドミッション委員会と連携しつつ、大学説明会を企画・実施した（大学説明会for Teachers、大学説明会、学部相談会）。

3) アドミッション委員会と連携しつつ、大宮ソニックシティカレッジおよび東京ステーションカレッジにおいて大学院説明会を企画・実施した。

4) 出張講義・模擬講義を実施した。

5) 埼玉大学便り、埼玉大学概要など、全学の広報活動を全学広報委員と連携しつつ、企画・実施あるいは作成した。

6) ホームページ部会を設けて学部および大学院ホームページを管理し、記載内容更新・デザインの変更を行うと共に、各種委員会・教員個人によるホームページの開設・維持を支援した。広報委員会メールアドレスを管理し、外部からの問い合わせに対応した。

7) FM浦和放送、中央ゼミナール「編入・大学院フェア（社会人入試含む）説明会」等による広報活動を実施した。

- 教育学部では、学部案内パンフレットのデザイン、内容を大幅に改善した。
- 解説音声入り学部案内パワーポイントを作成し、これを宣伝用にCD化したものを、大学説明会、出張講義、高校訪問で活用している。
- 出前講義には全教員が対応するシステムが整備された。
- 学部宣伝用のクリア・ファイルを作成、配布。
- オープン・キャンパスには全学部をあげて取り組み、参加者を増やした。
- 大学・学部見学7件、出張講義38高校に全講座が対応した（12月14日現在）。
- 学部広報委員会は、教育学部の宣伝パワーポイント（音声入り）を作成し、これを各種大学説明会で活用するとともに、高校訪問、出張講義などの際に提供する活動を展開した。
- 3高等学校からの学部見学、37高校での出張講義、県外6高校への訪問説明、ハイスクールキャラバン企画として県内3校での大学説明会に参加した（12月14日段階）。
- 「よみうり進学メディア カレッジコラージュ」（読売メディアセンター発行、2007年6月25日、第2号）に教育学部の宣伝を掲載した。
- 経済学部では、平成19年度も引き続き「埼玉大学広報プラン」に基づき、積極的かつ効果的な広報活動の推進を図った。具体的には、第1に経済学部の委員・委員会等が大学内外へ情報発信および経済学部教員の研究・教育に関わる情報発信のためのコンテンツ作成を迅速かつ容易に行えるように、経済学部wikiサーバーを立ち上げた。第2に、学部ホームページについては、その2階層まで全学統一化が全学広報委員会（Web再構築部会）の下で図られることになり、そのためのデザイン決定、コンテンツ整理を含む、再構築作業を行い、20年4月公開を決定した。第3に今後の広報活動の重要性に鑑み、広報体制の見直しについて、将来計画委員会と議論し、広報委員会が20年4月実施に向けた見直し案を策定した。第4に本年度もFM浦和の番組「キャンパスインフォメーション」を通じて広報活動を行った。

		<p>○理学部では、前年度に引き続いて広報委員会が学部HPの更新を毎月定期的に行い、適切な広報活動を行っており、内容的にも充実しつつある。また、昨年より理学部だよりの定期刊行を続けており、すでに5号になった。またラジオ放送により各学科の研究と教育についての紹介が定期的に行われている（FM浦和）。さらに、例年通り、アドミッション委員会と広報委員会によるオープンキャンパス（大学説明会）を開催し、受験生への情報発信を行っている。また、広報委員会が「理学部フェア2007」の開催を行い、地域への学部の活動の理解を図った。さらに、平成19年11月17日（土）に第1回ホームカミングを開催し、OB, OGへの活動の紹介と大学運営への協力を求めた。学部HPに関しては、再構築計画が進行中であり、理学部の（各学部の）のHPと大学のHPのフォーマット統一する（大学のHPの項目とデザインと同じようにする）計画が本年度中に完了する予定。</p> <p>○工学部では、引き続きホームページの充実を図った。</p>		
<p>【55】 ○平成16年度に、図書館利用者の利便性の向上のためのホームページを充実させる。</p>	<p>【55】 （平成16年度にシラバス掲載図書の整備状況の掲載等により大幅な充実を実施したため、19年度は年度計画なし）</p>	<p>III</p> <p>（平成16～18年度の実施状況概略） ○従来の図書館ホームページを、よりわかりやすいスタイルに更新し、利用の便を図ることとし、16年11月にホームページを更新し、ガイドを明解にすることで各種オンラインサービスの利用の便を図った。 ○また、図書館ホームページ上にシラバス掲載図書及びその整備状況を周知する窓口を設けた。 ○いずれも16年度中に整備を済ませた。 ○なお、図書館のホームページは随時更新中</p> <p>（平成19年度の実施状況） 【55】</p>	<p>○年度計画なし。</p>	
		<p>ウェイト小計</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>ウェイト総計</p>		

〔ウェイト付けの理由〕
ウェイト付けなし。

⋮

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成16～18事業年度】

(1) 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化を目指した、財政、組織、人事等の面での特色ある取組

①自己点検・評価システムの確立

教育・研究・業務運営に関する恒常的な自己評価組織として、学長のリーダーシップの下に平成16年に「教育・研究等評価センター」が設置された。このセンターでは教員活動報告をWebで収集・処理するための独自のファイリングシステムを立ち上げ、平成16年度より教員活動報告の収集試行により改良を重ね、平成18年度に教員活動報告の収集を本格的に実施した。これに基づき各部署は教員の教育・研究等の活動の評価を実施した。なお、点検・評価のためのファイリングシステムは、学内の総合情報基盤機構の教員総覧などデータベースと入力を共通にすることを旨として協議・検討した。各部署における中期目標期間の年度計画の立案・実施についても、平成17年度より点検・評価し、結果を各部署並びに学長に報告した。

②評価結果による大学運営の改善

中期計画の年度計画の進捗状況を点検・評価し大学運営の改善に資するため、「教育・研究等評価センター」でシステム構築の上、平成17年度より点検・評価を実施し、その結果を関係部署、全学運営会議及び学長に報告した。

③情報公開等の推進

大学情報の一元化と公開・提供の推進に関して、平成16年度に総合情報処理センターと図書館を一体化して「総合情報基盤機構」を立ち上げ、学術情報の収集・蓄積・提供を推進することとした。

大学の広報機能強化を目指して、産学交流協議会など学外者や学生代表を含めた「広報プロジェクト」を平成16年度に立ち上げ、平成17年度には「大学広報プラン」を策定し、大学HPの充実、オープンキャンパスの実施などの取組を推進した。

(2) 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

①「教育・研究等評価センター」の設置とその活動

業務運営等の効率化と適切な教育・研究の推進のため、学内に中立的な評価機関として「教育・研究等評価センター」を設置し、点検・評価を推進することとした。「教育・研究等評価センター」は教育、研究及び業務運営の3つの分野の評価を行うため、教員に年度ごとに教員活動報告データを提供させ、収集・処理するシステムを構築した。このデータに基づき各部署で教員活動評価を行い、その結果を学長に報告する体制を確立した。また、「教育・研究等評価センター」では中期目標期間の年度計画とその実施の状況を独自に点検・評価し、中期計画の順調な実行を支援した。

(3) 自己点検・評価の過程で、中期計画・中期目標を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況

該当なし

(4) 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生ずるおそれがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む）

該当なし

【平成19事業年度】

(1) 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化を目指した、財政、組織、人事等の面での特色ある取組

①教育・研究活動の点検・評価

「教育・研究等評価センター」は、平成16年度から3年間に亘り収集した教員活動報告データの集計・処理を行い、教員活動報告の情報処理のシステムを構築した。平成19年度はこれにより教員活動報告データに基づく教員の評価がなされ、人事考課に用いられた。

教員活動報告書データのファイリングシステムは随時改良がなされ、学内の各種データベースとの連携が検討されている。

②評価結果の大学運営への反映

中期目標期間の各部署等の年度計画の策定・実施に関して、「教育・研究等評価センター」により点検・評価がなされ、各部署及び学長に報告された。平成19年度より評価担当副学長が置かれ、また、センター長が全学運営会議に出席することとなり、点検・評価結果が一層的確に大学運営に反映されることとなった。

③知的情報の一元的把握と発信

「総合情報基盤機構」では、大学の教育研究活動のデータベースを一元的に集約し情報発信するシステムの構築を検討し、「埼玉大学学術情報発信システム（SUCRA）」の運用を開始した。「教育・研究等評価センター」の教員活動報告のファイリングシステムにあるデータベースとの連携を検討した。

(2) 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

①評価結果の利用

独立の点検・評価システムとして立ち上げられた「教育・研究等評価センター」が教員活動の全般に亘り評価する体制を整備し、教育研究等の評価結果が教員の人事考課に反映される段階にまで至った。また、各部署等の年度計画の策定・実施を点検・評価し、結果をそれぞれにフィードバックするとともに学長に報告することにより、年度計画の策定・実施の改善が図られた。

②情報発信システム

「総合情報基盤機構」の「埼玉大学学術情報発信システム（SUCRA）」が本格運用となり、広報の有力なツールとなった。

(3) 自己点検・評価の過程で、中期計画・中期目標を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況

該当なし

(4) 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生ずるおそれがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む）

該当なし

2. 共通事項に係る取組状況

【平成16～18事業年度】

(自己点検・評価及び情報提供の観点)

(1) 情報公開の促進が図られているか

国立大学法人としての大学情報は、年度計画、事業報告書、業務実績報告書、監事意見、会計監査人の監査報告等、大学HPで積極的に公開されている。さらに、「教育・研究等評価センター」としての年度計画評価等は「教育・研究等評価センター」のHPで学内に公開されている。大学の広報活動を促進するため、平成17年度に「大学広報プラン」を策定し、大学関係情報の迅速で十分な公開に努めた。

総合情報基盤機構では、平成18年度に学術情報の発信システムとしてSUCRA(埼玉大学学術情報発信システム)を立ち上げ、試験運用を開始した。大学広報プランでは、大学HPの更新充実、オープンキャンパスの開催、広報誌の改善などを行った。

(2) 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

毎年度の評価結果は全学運営会議、教育研究評議会等で報告されるほか、Web上で全教職員に通知され周知されている。指摘のあった事項等は着実に改善がなされている。すなわち、平成16年度評価結果で指摘のあった常勤職員の30名の削減計画、人事評価システムの整備・活用、2機構1センターの効果的な機能化、監事監査結果による業務運営改善、平成17年度評価結果に指摘のあった人件費削減達成、監事監査および経営協議会指摘事項の業務運営への反映等は全て次年度以降に達成された。

【平成19事業年度】

(自己点検・評価及び情報提供の観点)

(1) 情報公開の促進が図られているか

国立大学法人としての大学情報は、年度計画、事業報告書、業務実績報告書、監事意見、会計監査人の監査報告等、大学HPで積極的に報告されている。さらに、「教育・研究等評価センター」としての年度計画評価等は「教育・研究等評価センター」のHPで学内に公開されている。

総合情報基盤機構が平成18年度に試験運用を開始した学術情報の発信システムS UCRA(埼玉大学学術情報発信システム)は平成19年度に本格運用に移行した。大学広報プランでは、大学HPの更新充実、オープンキャンパスの開催、広報誌の改善などを継続して行った。

以上、自己点検・評価結果を始めとする大学情報は公開され、一層の公開の進が図られている。

(2) 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。

当該評価結果は全学運営会議、教育研究評議会等で報告されるほか、Web上で全教職員に通知され周知されている。指摘のあった事項等は着実に改善がなされている。平成18年度評価結果で指摘のあった規程改正規程の整備及び点検・評価のための学内ファイリングシステムの構築については、直ちに整備・構築の作業を行い、平成19年度に達成された。

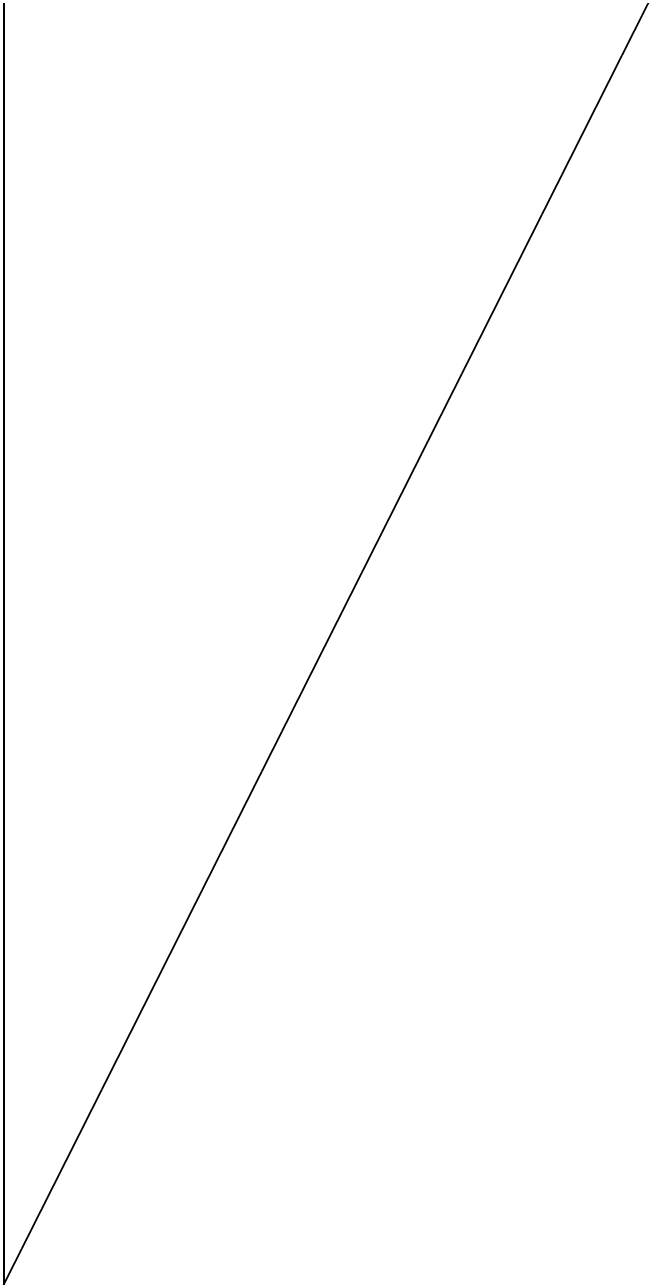
I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他の業務運営に関する重要事項
① 施設整備の整備・活用等に関する目標

中 期 目 標	(良好なキャンパス環境を形成するための基本方針)
	○施設設備の整備計画を策定し、効果的整備を促進するとともに、施設設備の有効利用を推進する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
(施設等の整備に関する具体的方策) 【56】 ○ 全学の施設・設備の利用実態の点検・評価を平成16年度に実施し、これに基づき、平成17年度に現行の整備計画の見直しを図る。有効利用の推進及びプリメンテナンス等をも考慮した長期計画を策定し、長期的視点から見た施設・設備の効果的整備を図る。	III	(平成16～18年度の実施状況概略) ○【平成16年度】キャンパス情報ネットワークを利用した「施設利用・点検評価システム」を稼働させ、それを利用して全学の講義室の活用状況等について点検調査を実施し、講義室の有効活用の促進に資する基礎資料を作成し、分析した。 ○【平成17年度】副学長を座長とし、学外有識者もメンバーに加えてキャンパスマスタープラン検討ワーキングを発足させ、平成18年度上期を目標に、施設や環境整備に関してのキャンパスマスタープランを策定すべく精力的に議論を進め、おおむね論点は出尽くし、議論の集約をみたので、18年3月に素案としてまとめた。 ○【平成18年度】平成18年6月に作成したキャンパスマスタープランの素案について、その内容を更に充実させるための検討を行い、「埼玉大学キャンパスマスタープラン2007」を策定した。概算要求資料としてキャンパスマスタープランを文部科学省へ提出しており、同プランに基づくものとして、平成18年度補正予算において教育学部A・B棟改修が予算措置された。また、設備マスタープランに基づくものとして、19年度予算において特別教育研究経費による設備費（1件）が予算措置された。		○ サテライトについて、県・市とも協議しつつ検討を行う。 ○ 19年度に行った施設パトロールの結果に基づいて作成した年度計画による施設整備を実施すると共に、施設パトロールを継続する。 ○ 平成19年度に策定した設備マスタープランに基づき、さらに計画的・継続的な整備を考慮した設備マスタープランを策定する。		III	
		【56-1】 ○ 文部科学省が定めた第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画に基づき策定した、第2次埼玉大学施設緊急整備5か年計画について、平成18年度に策定したキャンパスマスタープランとの整合性を図り、施設整備を推進する。	(平成19年度の実施状況) 【56-1】 ○ 理事を室長とし、学外有識者もメンバーに加えてキャンパス整備管理室を設置しキャンパスマスタープランとの整合を図り、第2キャンパスについて検討を行った。				

	<p>【56-2】 ○平成18年度に開始した施設パトロールを継続して実施するとともに、その結果に基づき、目的積立金の取り崩し等により、施設整備の効果的整備を推進する。</p> <p>【56-3】 ○平成18年度に行った環境調査の結果に基づき、環境整備を実施するとともに、環境調査を継続する。</p>		<p>【56-2】 ○施設パトロールを実施し、その結果に基づき、施設整備を実施した。</p> <p>【56-3】 ○平成18年度に策定した設備マスタープランに基づき、設備整備の取組状況、課題、検討状況をさらに整理するとともに、「埼玉大学教育・研究基盤設備整備計画」の見直し、計画的、継続的な設備整備の取組みとして、設備導入、更新、維持の考え方や、設備整備の財源を自助努力によるものと概算要求によるものをまとめた。</p>		
<p>【57】 ○独創的・先端的研究を目指す拠点として、流動的・弾力的利用のできる大学院総合研究施設等の整備計画を立て、人文社会系大学院の狭隘化の解消や理工系大学院の共用研究スペースを確保することにより、実験研究スペースの拡充を図るとともに、研究拠点の整備を図る。</p>	<p>Ⅲ</p>		<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>○【平成16年度】大学院総合研究施設等の整備を検討しているが、平成16年度においては、補正予算で総合教育棟（旧共通研究棟）の大規模改修整備を実施することとなったことから、この改修整備において、有効利用の観点から面積再配分を行い、流動的・弾力的利用ができるプロジェクト研究・実験室及び大学院が狭隘であった教養学部スペースを確保した。</p> <p>○【平成17年度】総合教育棟の大規模改修整備において、5階フロア全てを、新たに流動的・弾力的利用のできる全学研究スペースとして確保した。</p> <p>○【平成18年度】総合教育棟の実験室及び研究スペースを研究の推進のために貸与している。また、その一部をグローバルCOEプロジェクト用及び教育学部の改修に際して必要とされる実験室用に留保している。</p> <p>○平成17年度は、総合教育棟を改修し、研究スペース(714㎡)を整備確保し、実験機器も整備した。</p> <p>○総合教育棟の実験室並びに研究スペースを、研究の推進のために貸与した。(18年度は15室のうち7室の貸付を行っている)また、その一部をグローバルCOEプロジェクト用と教育学部の改修に際して必要とされる実験室用に留保した。</p> <p>○18年度は、延べ51室8,678千円の使用料実績があった。</p>	<p>○教養学部の建物改修において、全学的に利用出来る共同研究スペースの確保に努める。</p> <p>○総合研究機構では、引き続き研究スペースの活用を努める。</p>	
	<p>【57-1】 ○教育学部建物の改修において、全学的に利用できる共同研究スペースの確保に努める。</p> <p>【57-2】 ○総合研究機構では、教育機構棟の研究スペースを、独創的・先端的研究のために活用する。</p>		<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>【57-1】 ○総合研究棟(教育系)旧教育学部A棟・B棟の改修において、研究室・実験室の集中化を図ると共に、全学共用のスペース及びプロジェクト研究のスペースを2539㎡確保した。</p> <p>【57-2】 ○教育機構棟の研究スペースを、独創的・先端的研究のために活用した。</p>		
<p>【58】</p>			<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p>		

○ 施設の老朽・狭隘化に緊急に対応するため、大規模改修や新增築等の年次計画を立て、教育研究環境の改善を図る。



【58-1】
○ 施設の老朽・狭隘化に対応するため、附属中学校の第Ⅱ期大規模改修整備を推進する。

【58-2】
○ 大規模改修や新增築等を検討するための耐震診断（2次診断）を推進する。

【58-3】
○ 営繕事業計画に基づき、経済学部棟エレベータ改修等を実施する。

Ⅲ

○ 【平成16年度】本学の施設緊急5か年計画（平成13～17年）に基づき、昭和56年以前の主要な老朽建物を対象に、耐震診断優先度の高い建物から年次計画で耐震診断を実施し、大規模改修の優先度を検討した。優先度の高かった総合教育棟（旧共通研究棟）について、16年度補正予算で大規模改修整備を実施することとなった。

○ 【平成17年度】総合教育棟の大規模改修整備として、耐震補強及び全学教育・学生支援機構のワンストップサービスコーナーの設置、全学研究スペースの確保、教養学部の教員・院生スペースの改善等を行った。大規模改修や新增築等を検討するため、経済学部棟及び教養教育1号館の耐震診断を実施するとともに、平成18年度耐震診断計画を策定した。経済学部棟及び教養教育1号館の身障者トイレを増設するなどの改修を行い、教育研究環境の改善を図った。また、平成18年度における教養学部棟のトイレ改修計画を策定した。教育学部の研究教育条件改善のため、1階部分を改修するとともに、地震対策としてガラス窓にフィルムを貼り、安全対策を講じた。営繕事業について年次計画を策定した。平成18年度実施が予算化された教育学部附属中学校の大規模改修整備の実施設計を行った。

○ 【平成18年度】附属中学校の大規模改修整備を実施した。また、特別教室棟の改修について、平成18年度補正予算で予算化され、設計に着手した。本部管理棟及び電気電子システム工学科1号館の耐震2次診断を実施した。附属養護学校の体育・技術棟の耐震改修整備を発注した。教養学部棟のトイレ改修工事を実施した。教養学部棟の老朽化したエレベータのリニューアルを実施した。財務部施設課において、構内環境調査を実施して調査報告書に取りまとめ、これに基づき、雨水枡の改修、舗装用のブロックに凹凸のある箇所の補修工事等を実施した。

（平成19年度の実施状況）
【58-1】
○ 附属中学校の、特別教室棟の大型改修を実施した。

【58-2】
○ 工学部講義棟、特別支援学校中・高管理棟の耐震2次診断を実施した。

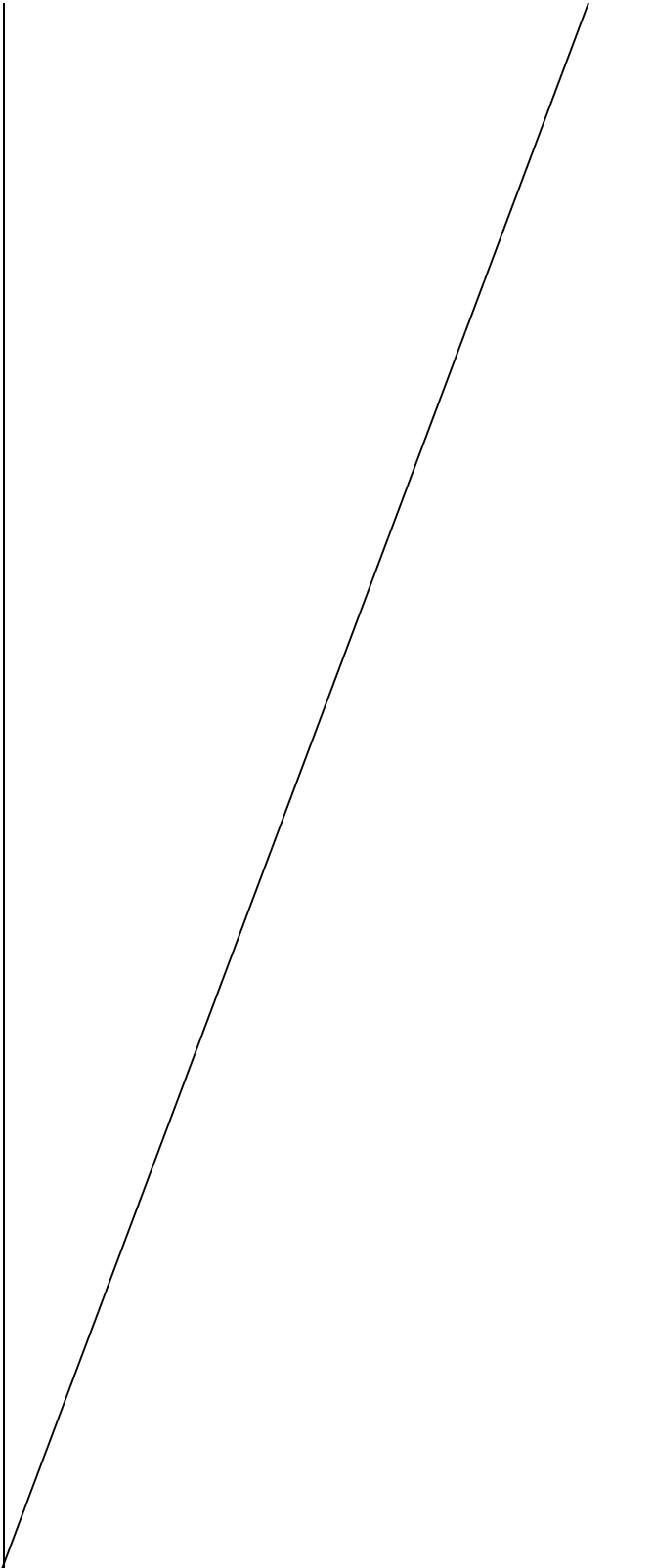
【58-3】
○ 経済学部研究棟の老朽化したエレベータのリニューアルを実施した。
○ 総合研究棟（教育系）旧教育学部A・B棟の大規模改修を実施した。
○ 機械棟変電所の老朽化した高圧盤を更新した。
○ 共通教育1号館のトイレ改修工事を実施した。
○ 財務部施設管理課において、構内施設パトロールを実施して調査報告書に取りまとめ、これに基

○ 施設の老朽・耐震の観点から教養学部棟の大規模改修、第一体育館及び本部棟の大規模改修を推進する。
○ 平成19年に引き続き大規模改修や新增築等を検討するための耐震診断（2次診断）を実施する。

<p>【59】 ○ 事業の実施に当たっては、PFI事業等新たな整備手法の導入に積極的に取り組む。</p>	<p>づき、雨水枡の改修、舗装用のブロックに凹凸のある箇所の補修工事等を実施した。</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) ○【平成16年度】PFI事業について、他大学の実施例を参考に導入について検討した。また、従来から開設している2件のサテライトキャンパス(大宮ソニックシティカレッジ、東京ステーションカレッジ)の様な学外施設の活用を、新たな整備手法として検討した。16年度補正予算による総合教育棟改修に際して、学生支援窓口の一元化を図るためのワンストップサービスを行う等のため、学生サービスの観点から検討を行い、設計に反映させた。さらに、学生支援に必要な既存学生寄宿舍の施設・設備について点検し、これと関連して、国際的な文化交流の一層の推進を図るため、日本人学生と留学生の混住方式の学生寄宿舍とすべきかについて検討した。 ○【平成17年度】大学会館1階について、学生・教職員の福利厚生の充実を図るため、内装等改装経費を出店者が負担して、コンビニエンス・ストアに改修した。他大学のPFI事業の実態を調査し、それぞれの事業の実施に当たっての問題点について検討した。体育施設については、有限責任事業組合(LLP)を活用して整備することについて検討し、具体的計画を経営協議会に提出し、出された意見を踏まえた計画の下で、平成18年度の前期にLLPが設立される予定である。 ○【平成18年度】戦略企画室に「運動施設改修・開放WG」を設けて検討した結果を踏まえ、運動施設の改修と維持管理を外部資金により実施することとし、「埼玉大学運動施設維持管理開放事業の諸条件」を一般に公募して、コンペにより業務委託業者1グループを選定した。同グループの外部資金による第1次的な整備事業として、グラウンドに2基の時計塔を設置した。戦略企画室に「学生宿舎設置検討WG」を設置し、学生寮の整備手法の検討を開始した。平成18年4月にコンビニエンスストアが大学会館1階に開店し、学生及び教職員の福利厚生に寄与している。この内装等改修経費は、出店者が負担した。第2学生食堂2階部分のアスベスト撤去工事に合わせ、2階購買部分のリニューアルを実施した。その際、空調設備、照明設備工事については、生協からの寄附により実施した。</p>	<p>○「学生宿舎設置検討WG」の検討結果を踏まえ、具体的な整備の検討を進める。</p>
<p>【59-1】 ○ 引き続き、新たな整備手法の導入について検討する。</p> <p>【59-2、63】 ○ 外部資金を活用したLLP等による運動施設の改修について実施を図る。</p>	<p>IV</p>	<p>III</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【59-1】 ○ 戦略企画室に「学生宿舎設置検討WG」を設置し、学生寮の整備手法に関して検討した。</p> <p>IV</p> <p>【59-2、63】 ○ 外部資金を活用したLLP等によりテニスコート6面を整備し、寄附物件として受け入れた。</p>	

	<p>【59-3、63】 ○ 学生寮の整備について、借入金制度を導入する等の方策を検討する。</p>		<p>【59-3、63】 ○ 戦略企画室に設置した「学生宿舎設置検討WG」で、学生寮の長期借入金による整備について検討した。</p>		
<p>【60】 ○ キャンパス全体がコミュニケーションの場として機能し、魅力ある豊かな環境を形成するため、維持改善等を図る。</p>	<p>【60-1】 ○ 大学構成員の一人ひとりがキャンパスを大切にす意識の向上を図るため、教職員と学生が連携して行う美化運動を実施する。</p> <p>-----</p> <p>【60-2】 ○ 環境美化パトロールを行い、構内環境の維持改善を図る。</p>	<p>IV</p>	<p>(平成16～18年度の実施状況概略) ○ 【平成16年度】教職員による学内一斉清掃実施に当たり、学生の参加を呼びかけて実施した。この結果、学内構成員の学内美化に関する意識が高まりつつあり、ほとんどの学部で、学生も参加して実施された。 ○ 【平成17年度】大学構成員の一人一人がキャンパスを大切にす意識の向上を図るため、教職員と学生が連携して校内清掃を実施した。また、放置自動車、放置自転車を撤去し構内の美化に努めた。「埼玉大学再構築計画」に沿って、モニュメントの設置、正門の埼玉大学表札の取り替え、バス停の整備等、正門付近の整備を一体的に実施した。大学会館1階をコンビニエンス・ストアに改修し、西側の外構にウッドデッキを設置するなど、学生及び教職員等のための環境改善を図った。教育機構棟周辺の環境改善を図るため、外構を整備した。構内標識看板類を整理し、環境改善を図った。 ○ 【平成18年度】平成18年6月から、財務部財務課管財係において、構内を巡回し環境美化パトロール（毎週月曜日）を実施した。その結果をもとに中央広場庭園灯の整備、樹木の剪定、漏水補修等を行い、学内の環境改善を図った。</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【60-1】 ○ 大学構成員の一人一人がキャンパスを大切にす意識の向上を図るため、教職員と学生が連携して校内清掃を実施した。また、財務部施設管理課の指導監督のもと放置自動車、放置自転車を撤去し構内の美化に努めた。</p> <p>-----</p> <p>【60-2】 ○ 平成18年4月から、財務部施設管理課において、構内を巡回し環境美化パトロールを実施した。その結果をもとに、樹木の剪定、ゴミ集積場の整備及び産業廃棄物集積所を新たに整備し、学内の環境改善を図った。 ○ ごみの分別について、学内ホームページに掲示する等により周知を図り、ごみの分別によるリサイクルの推進による処分経費の節減を図った。 ○ 清掃等の常駐業者及びごみの収集業者等と「環境美化推進連絡会」を毎週開催し、作業方法についての改善指導を行い構内環境の維持改善を推進した。</p>	<p>○ 「環境美化推進連絡会」を継続し、構内環境の維持改善を推進する。</p>	
<p>【61】 ○ 多様な利用者が安全かつ快適に利用できるように、バリアフリー化の推進を図るとともに、ISO14001(国際標準化機構(ISO)が</p>			<p>(平成16～18年度の実施状況概略) ○ 【平成16年度】ワーキンググループを設置し、とるべき措置を列挙し、環境改善について検討した。検討した内容は以下のとおりである。環境改善には、「光熱水量の削減」、「ゴミの排出抑制」、「コ</p>	<p>【事務局・財務部】 ○ 平成19年度の環境報告書の公表に当たって、外部評価を取り入れて環境改善計画の見直しを</p>	

定める「環境マネジメントシステム規格」)の認証の取得を視野に入れ、環境改善のための具体的な計画を策定する。



【61-1】
 ○ 平成18年度の環境報告書の公表を行うとともに、平成17年度に策定した環境目標と行動計画の見直しを図る。

III

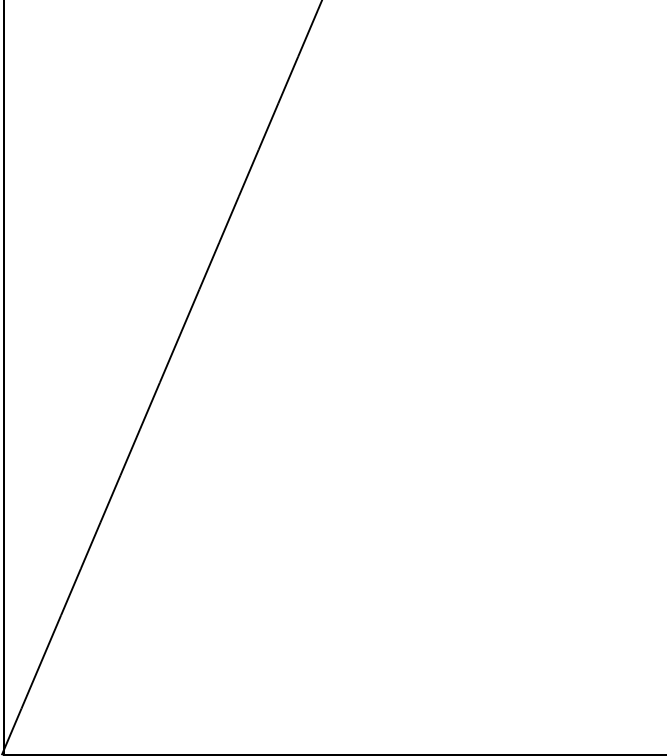
ピー用紙の削減及び再使用」等が考えられるが、ISO14001取得に当たっては、全学として環境負荷を削減することや環境に配慮した活動に取り組むことなどが、大学経営者の意思として明確に表さなければならず、また、取組開始から認証取得に至るまでには以下の作業が必要である。①役員会等による環境宣言(取得宣言)、②推進プロジェクトの設置・取得サイトの決定、③システム導入計画の作成、④環境方針、環境マニュアル、規程類の作成・手直し、環境管理責任者、管理・監査組織、関連委員会の整備、⑤環境影響調査、削減するための目的・目標の設定、⑥環境マネジメントプログラムの策定、⑦教育訓練等の実施、⑧実施及び運用、⑨点検及び是正、⑩内部環境監査の実施、⑪審査(事前審査、書類審査、初動審査、本審査、判定)、⑫認証取得、⑬認証取得宣言。
 ○【平成17年度】学内の環境改善を図るとともにISO14001の認証取得を視野に入れた環境配慮の取組体制を確立するため、環境委員会を設置し、環境方針・環境配慮の計画として「環境に関する埼玉大学の方針」を策定し、学内に周知した。総合教育棟の大規模改修整備において、段差を無くす、自動ドア・身障者用トイレ・エレベーターの設置等、バリアフリー化を実施した。教育学部A棟玄関にスロープ・自動ドアを設置しバリアフリー化を実施した。経済学部棟に身障者トイレの設置を実施した。大学会館北側にスロープを設置し、正門及びバス停からの利便性を図った。
 ○【平成18年度】平成17年度の環境報告書を公表した(18年9月)。また、環境改善に関する行動計画を策定し、学内ホームページで公表し、周知を図った。環境改善に関する行動計画の実施状況について、チェックリストを作成し、月次確認を実施した。大学会館前の点字ブロックを整備した。バリアフリー化について生協等と打合わせを行い、第2学生食堂玄関に自動ドアを設置するとともにトイレを整備した。「さいだいスポット21」の移転に伴い、総合研究機構棟玄関に自動ドア及びスロープを整備した。電気電子システム工学科棟及び機械工学科棟に自動ドアを設置した。保健センターに自動ドア及び身障者用トイレを設置した。教養学部棟のエレベーター更新の際に、身障者対応のエレベーターを導入した。身障者の受講のため、教養教育棟各教室の固定机の一部を撤去し、可動机に取り替えた。

図るとともに、平成20年度の環境目標と行動計画の見直しを図る。

(平成19年度の実施状況)
【61-1】
 ○ 18年度の環境報告書を公表した。(19年9月)。また、2007年度環境目標と行動計画を策定し、学内ホームページで公表し、周知を図った。
 ○ 学内のバリアフリーマップを作成し、学内掲示板および学内HPに表示した。
 ○ 総合教育棟(教育系)の改修にあわせて、旧教育学部B棟に身障者対応のエレベーターを設置した。
 ○ 19年度環境目標と行動計画の確実な実現に向け

III

	<p>【61-2】 ○ 経済学部棟のエレベータを車椅子対応に改修する。</p>	<p>て、各部局及び附属学校園に「環境推進委員」を置き「環境負荷削減取組みチェックリスト」を利用しての実施体制を取ることとした。</p> <p>【61-2】 【事務局・財務部】 ○ 経済学部研究棟のエレベータを身障者対応に改修した。</p>		
<p>【62】 ○ 有効利用の更なる促進のため、学部を超えた全学的視点からの共通講義室等の整備や情報化の進展に備えるための「マルチメディア室」を設置し、高機能化を図る。平成17年度にはその有効活用のための実施計画、施設の維持管理計画などの施設マネジメントを策定する。</p>		<p>III</p> <p>(平成16~18年度の実施状況概略) ○ 平成18年度に、教養教育棟2号館情報教育室に、安全で安定したネットワーク環境と教育・実習に係る端末の入れ替えを行った。 ○ 平成17年度に、教養教育棟1号館大教室(301教室)の設備として視聴覚機器(DVDプレーヤー・ビデオデッキ、プロジェクター等)を整備し、マルチメディア対応の教室として高機能化を図った。これにより「座学+実習」形態の教育が実施できるようになった。</p>	<p>○ 年度計画なし</p>	
	<p>【62】 (19年度は年度計画なし)</p>	<p>III</p> <p>(平成19年度の実施状況) 【62】 ○ 情報教育室は、主として情報教育科目「情報基礎」の講義(「座学+実習」)の実習として利用している。平成19年度の講義数は前期13本、後期10本の講義を開講した。 ○ 平成17年度に高機能化した、教養教育棟1号館大教室(301教室)では、講義のほか、各種のイベント(説明会、講演会、セミナー、講習会等)で利用している。また、19年4月から無線LANの使用が可能となりインターネットへの接続により授業での資料提示や情報収集等も可能となった。</p>		
<p>【63】 ○ 学生支援、国際交流、地域貢献等に必要な施設・設備は、学生(留学生を含む)や地域のニーズを的確に把握し、これに応じて検討を進め、既存施設の有効活用の視点から改修等に努める。</p>		<p>III</p> <p>(平成16~18年度の実施状況概略) ○ 【平成16年度】PFI事業について、他大学の実施例を参考に導入について検討した。また、従来から開設している2件のサテライトキャンパス(大宮ソニックシティカレッジ、東京ステーションカレッジ)の様な学外施設の活用を、新たな整備手法として検討している。16年度補正予算による総合教育棟改修に際して、学生支援窓口の一元化を図るためのワンストップサービスを行う等のため、学生サービスの観点から検討を行い、設計に反映させた。さらに、学生支援に必要な既存学生寄宿舎の施設・設備について点検し、これと関連して、国際的な文化交流の一層の推進を図るため、日本人学生と留学生の混住方式の学生寄宿舎とすべきかについて検討した。 ○ 【平成17年度】学生・教職員の福利厚生の実現を図るため、大学会館1階を改修し、大学の情報を発信するためのインフォメーションコーナーの設置、コンビニエンス・ストアの開設、西側の外構にウッドデッキを設置するなどを行い、平成18年4月にオープンした。全学教育・学生支援機構の点検に基づき、老朽化した合宿所の改修、国際交流会館の排水管改修等を実施した。利用環境の</p>	<p>○ 「学生宿舎設置検討WG」の検討結果を踏まえ、具体的な整備の検討を進める。</p>	

	<p>向上を図るため、図書館の空調設備を整備した。大学の認知度向上を図るため、正門・守衛所屋根及び敷地境界の主要な場所に、大学名の看板を設置した。</p> <p>○【平成18年度】戦略企画室に「運動施設改修・開放WG」を設けて検討した結果を踏まえ、運動施設の改修と維持管理を外部資金により実施することとし、「埼玉大学運動施設維持管理開放事業の諸条件」を一般に公募して、コンペにより業務委託業者1グループを選定した。同グループの外部資金による第1次的な整備事業として、グラウンドに2基の時計塔を設置した。戦略企画室に「学生宿舎設置検討WG」を設置し、学生寮の整備手法の検討を開始した。平成18年4月にコンビニエンスストアが大学会館1階に開店し、学生及び教職員の福利厚生に寄与している。この内装等改修経費は、出店者が負担した。第2学生食堂2階部分のアスベスト撤去工事に合わせ、2階購買部分のリニューアルを実施した。その際、空調設備、照明設備工事については、生協からの寄附により実施した。</p>	
	<p>【63-1、59-2】 ○ 外部資金を活用したLLP等による運動施設の改修について実施を図る。(再掲)</p> <hr/> <p>【63-2、59-3】 ○ 学生寮の整備について、借入金制度を導入する等の方策を検討する。(再掲)</p>	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>IV 【63-1、59-2】 ○ 外部資金を活用したLLP等によりテニスコート6面を整備し、寄附物件として受け入れた。</p> <hr/> <p>III 【63-2、59-3】 ○ 戦略企画室に「学生宿舎設置検討WG」を設置し、学生寮の整備手法に関し、長期借入金による整備について検討した。</p>
<p>ウェイト小計</p>		

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他の業務運営に関する重要事項
② 安全管理に関する目標

中 期 目 標	○労働安全衛生法に基づいた安全管理体制を構築し、事故防止等を図る。
----------------------------	-----------------------------------

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
（労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策） 【64】 ○平成16年度に、「安全衛生委員会」を設置する。「安全衛生委員会」は、学内各種業務の安全点検をすべて行うなど、関係法令に定められた業務を適切に行い、RI及び毒劇物等の取扱いについての安全性の確保や一元的管理による厳格な安全管理を実施する。また、安全教育等を網羅した、「安全対策マニュアル」を策定し、学内に公開する。	IV			（平成16～18年度の実施状況概略） ○（平成16年度）安全衛生委員会を設置した。安全衛生委員会による安全管理を実施した。安全対策マニュアルの策定の検討を開始した。 ○（平成17年度）全学の安全対策マニュアルを策定し、公表した。毎月「安全衛生委員会」を開催し、産業医、衛生管理者及び衛生推進者から定期巡視の状況を報告させ厳格な管理を行っている。「国立大学法人埼玉大学毒物及び劇物取扱要項」を改正し、薬品管理システムにより管理を可能とし、同システムの利用促進を図った。平成17年度に衛生管理者資格取得者は7名であった。累計資格取得者数は26名。本学の最低必要人員は3名。 ○（平成18年度）安全対策マニュアルを見直し、改定のうえ、公表した。安全衛生委員会の議事概要を学内ホームページへ掲載し、周知した。安全衛生委員会において、受動喫煙防止のため、喫煙場所の見直しを行った。 ○【平成16年度】 構内の巡回によるルール違反車両への警告、違法駐輪の多発する時期(4月・9月)における警備員の増員による駐輪場への駐輪指導、休日前日及び休日の夜間巡回の強化等を実施した。また、構内安全管理の観点から構内放送設備を整備した。これらの取り組みの結果、平成16年度に構内における交通事故の発生はなかった。 ○【平成17年度】 ①守衛による構内の巡回及び指導の徹底を推進するとともに、近隣の巡回を実施した。災害危機対策を推進するため「災害危機対策室」を設置し、災害危機対策に係る年次計画を策定するとともに、次の災害危機対策を講じた。 ・地震時の学内における液状化の検討	○「安全衛生委員会」は関係法令及び学内規程に従って厳格な安全管理を実施する。		

			<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター内非常電話の設置・屋外緊急放送設備の増設（6ヶ所） ・建物の耐震診断 ・窓ガラス飛散防止フィルムの取付 ・担架の設置 ・防災時用拡声器及び救急箱の整備 <p>②駐輪場の夜間照明器具を改良することにより、駐輪場内の夜間の安全管理の徹底を図った。また、駐輪場から外部道路への出入における事故防止を図るため、出入口に注意喚起を促す看板を設置するなどの安全対策を講じた。なお、大学周辺の交通環境の整備（横断歩道関係）について、警察に要請を行った。必要に応じて学生指導担当教員による学生指導を実施し、また、屋外緊急放送設備を活用した学生指導を実施した。</p> <p>○【平成18年度】 安全衛生上の観点から、アスベスト入り機器什器類の処分及び吹き付けアスベスト等の撤去を実施した。埼玉大学施設パトロール実施要項を作成し、交通安全の観点を含めた建物等の点検を行うとともに、修繕計画を策定した（平成18年4月～5月）。埼玉県警察本部・浦和西警察署及びさいたま市との折衝の結果、平成18年9月に、正門前交差点における横断歩道及び歩行者用信号の設置が実現した。守衛所の受付窓口を従来の南側の他に西側にも設けることにより、交通安全の監視体制を強化した。車庫前広場の大型バス駐車場への整備を図った。国際交流センター北側に外灯を設置し、歩行者の安全を図った。</p>		
	<p>【64】 ○「安全衛生委員会」は、引き続き関係法令及び学内規程に従って厳格な安全管理を実施する。</p>	III	<p>（平成19年度の実施状況） 【64】 ○「安全衛生委員会」は、関係法令及び学内諸規程に従って、厳格な安全管理を実施した。</p>		
<p>（学生等の安全確保等に関する具体的方策） 【65】 ○平成16年度から、既の実施している構内交通規則のより一層の徹底を図る</p>		IV	<p>（平成16～18年度の実施状況概略） ○【平成16年度】構内の巡回によるルール違反車両への警告、違法駐輪の多発する時期（4月・9月）における警備員の増員による駐輪場への駐輪指導、休日前日及び休日の夜間巡回の強化等を実施した。また、構内安全管理の観点から構内放送設備を整備した。これらの取組みの結果、平成16年度に構内における交通事故の発生はなかった。 ○【平成17年度】守衛による構内の巡回及び指導の徹底を推進するとともに、近隣の巡回を実施した。駐輪場の夜間照明器具を改良することにより、駐輪場内の夜間の安全管理の徹底を図った。また、駐輪場から外部道路への出入における事故防止を図るため、出入口に注意喚起を促す看板を設置するなどの安全対策を講じた。なお、大学周辺の交通環境の整備（横断歩道関係）について、警察に要請を行った。必要に応じて学生指導担当教員による学生指導を実施し、また、屋外緊急放送設備を活用した学生指導を実施した。災害危機対策を推進するため「災害危機対策室」を設置し、災害危機対策に係る年次計画を策定するとともに、</p>	<p>○駐車場への案内等を徹底し、構内交通規則の遵守について周知徹底を図る。</p>	

		<p>次の災害危機対策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震時の学内における液状化の検討 ・エレベーター内非常電話の設置・屋外緊急放送設備の増設（6ヶ所） ・建物の耐震診断 ・窓ガラス飛散防止フィルムの取付 ・担架の設置 ・防災時用拡声器及び救急箱の整備 <p>○【平成18年度】埼玉大学施設パトロール実施要項を作成し、交通安全の観点を含めた建物等の点検を行うとともに、修繕計画を策定した（平成18年4月～5月）。埼玉県警察本部・浦和西警察署及びさいたま市との折衝の結果、平成18年9月に、正門前交差点における横断歩道及び歩行者用信号の設置が実現した。守衛所の受付窓口を従来の南側の他に西側にも設けることによって、交通安全の監視体制を強化した。車庫前広場の大型バス駐車場への整備を図った。国際交流センター北側に外灯を設置し、歩行者の安全を図った。安全衛生上の観点から、アスベスト入り機器什器類の処分及び吹き付けアスベスト等の撤去を実施した。</p>		
	<p>【65-1】 ○ 防災及び学生の安全確保の観点から、学内の特定駐車場の見直しを行う。</p> <hr/> <p>【65-2】 ○ 放置自転車・バイク等の整理を図る。</p>	<p>(平成19年度の実施状況)</p> <p>【65-1】 ○ 特定駐車場の利用実態を調査し、身体障害者用駐車場の整備を及び災害時の消防車両等の緊急車両の確保を図った。 ○ 通行出口調査を行い、正面出口ゲート付近の歩行者の安全性の確保を図りつつ、一般駐車場入出経路について、構内入口ゲートと出口ゲートを守衛所脇と大学会館脇とに分離し、対面通行を減らすことによる安全対策を図った。</p> <hr/> <p>【65-2】 ○ 自転車駐車場から東門までを一方通行区間とし、歩行者用通路を1.2m確保し歩行者の安全対策を図った。</p>		
<p>【66】 ○ 盗難・事故等の防止のため、平成16年度から、電磁自動ロックシステム、入退室システム等の導入などセキュリティ対策を検討し、平成17年度から順次実施する。</p>		<p>(平成16～18年度の実施状況概略)</p> <p>○【平成16年度】セキュリティ対策の実施状況を把握するため、実態調査を実施し、電算機室等には、入退室システム等の導入などセキュリティ対策が実施されており、主要な建物の出入り口には、電磁自動ロックシステム（カード鍵）が設置されていることを確認した。また、セキュリティ対策の一層の充実について検討した。</p> <p>○【平成17年度】「国立大学法人埼玉大学毒物及び劇物取扱要項」を改正し、薬品管理システムにより管理を行うことを可能とし、同システムの利用促進を図った。災害危機対策を推進するため「災害危機対策室」を設置し、災害危機対策に係る年次計画を策定するとともに、次の災害危機対策を講じた。・地震時の学内における液状化の検討・エレベーター内非常電話の設置・屋外緊急放送設備の増設（6ヶ所）・建物の耐震診断・窓ガラス飛散防止フィルムの取付・担架の設置・防災時用拡声器及び救急箱の整備。</p>	<p>○ 避難訓練に加え、初期消火訓練や救助訓練を取り入れた防災訓練を実施する。 ○ 各学部等において最適なセキュリティシステムの導入を引き続き検討する。</p>	

		<p>平成16年度に行ったセキュリティ対策の調査の結果を踏まえ、各学部等において最適なセキュリティシステムの導入を検討している。17年度には、総合教育棟にカードキー及び赤外線によるセキュリティシステムを導入した。「災害危機対策室」の策定した災害危機対策に係る年次計画を踏まえ、非常時の安全確保のため、構内6か所に非常放送スピーカーを設置する等の措置を講じた。</p> <p>○【平成18年度】「避難マニュアル作成の指標」を作成した。また、震度4以上の地震時における学内の被害状況を把握するための連絡体制を整備した。地震時におけるエレベーターの安全を図るため、エレベーター内からの緊急通報システムを設置した。全学一斉避難訓練実施に向けたリーダー・サブリーダー講習会を実施し、各部局のリーダー・サブリーダーの地震災害に対する知識・災害時の対応についての理解を深めた。全学一斉避難訓練を実施（平成18年11月）し、「埼玉大学震災対応ガイド」を配布するとともに、避難訓練に関するアンケートを実施した。盗難等の事件発生に対応した構内巡視の強化を図った（夜間2時間毎を1時間半毎の巡視に改めた。）。科学分析支援センターに入退室管理システムを整備した。</p>		
	<p>【66-1】 ○ 各学部等において、最適なセキュリティシステムの導入を引き続き検討する。</p> <p>-----</p> <p>【66-2】 ○ 地震等災害に備え、学生を含めた全学一斉の避難訓練を実施するとともに、窓ガラスの飛散防止フィルムの取り付け等の計画的整備を図る。</p>	<p>IV (平成19年度の実施状況) 【66-1】 ○ 教育学部A・B棟の大型改修に合わせ、電気錠システムを導入した。</p> <p>-----</p> <p>IV 【66-2】 ○ 平成19年11月27日に全学一斉避難訓練を実施し、指定された一時避難場所へ4000人を超える学生等が避難した。 ○ 地震等災害に備え、窓ガラス飛散防止フィルムの取り付けについて危険性の高い窓ガラスから優先順位を付けて整備を図った。また、消火器の転倒防止措置を実施した。 ○ 地震等災害時における飲料水等の確保のため、学内設置の自動販売機について、設置者と「災害時における飲料提供に関する協定書」を締結し、平成20年4月から、災害時には災害対策本部長の判断により、設置者から無償で飲料の提供を受けることができることとした。</p>		
<p>【67】 ○ 平成16年度に、人権やセクシュアルハラスメント等に関する教育プログラムを作成し、毎年、教職員に受講させる。</p>		<p>IV (平成16～18年度の実施状況概略) ○ (平成16年度)平成16年4月にセクハラのリフレットを作成し、学内外に周知・公表。また、12月には、全教職員を対象に臨床心理士を招聘してセクハラ防止のための研修会を開催。 ○ (平成17年度)新任の相談員を対象に「本学のセクハラ防止体制等」「相談員の業務」「セクハラ対応の基本」等の講習会を実施した。新任の受付担当者を対象に「本学のセクハラ防止体制等」「相談員の業務」「セクハラ対応の基本」等の講習会を実施した。セクハラ問題の担当者を「セクシュアル・ハラスメント問題解決に向けたワークショップ」</p>	<p>○ 人権やセクシュアル・ハラスメント等に関する教育プログラムを基に、研修等を教職員に受講させる。</p>	

		<p>に参加させ、問題解決・問題を未然に防止するためのノウハウを学び、スキルアップを図った。全学教職員を対象に、「人権及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する講演会」を実施した。 ○（平成18年度）埼玉県人権推進課講師及び本学相談員による「人権及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する講演会」を開催し、人権侵害やセクシュアル・ハラスメント防止のため、本学構成員が認識すべき事項について周知を図った。 ※平成18年12月7日開催：受講者約100名</p>		
	<p>【67】 ○ 人権やセクシュアルハラスメント等に関する教育プログラムを基に、研修等を教職員に受講させる。</p>	<p>Ⅲ （平成19年度の実施状況） 【67】 ○ 埼玉県人権推進課講師及び本学相談員による「人権及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する講演会」を開催し、人権侵害やセクシュアル・ハラスメント防止のため、本学構成員が認識すべき事項について周知を図った。 ※平成19年12月5日開催：受講者約60名</p>		
		ウェイト小計		
		ウェイト総計		

〔ウェイト付けの理由〕
 ウェイト付けなし。



(4) その他業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成16～18事業年度】

(1) 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化を目指した、財政、組織、人事等の面での特色ある取組

①施設設備の整備・活用

全学の施設・設備の利用状況を調査し、有効利用、プリメンテナンス等を考慮した長期的な施設・設備の整備計画を進めるため、平成16年度に「施設利用・点検評価システム」により全学の講義室の利用状況を調べ、講義室の有効利用を図った。平成17年度には学外有識者も加えた「キャンパスマスタープラン検討ワーキング」を発足させ、施設や環境整備を検討し、平成18年度に「キャンパスマスタープラン2007」を策定した。これに基づき教育学部棟改修の概算要求を提出し平成18年度補正予算で教育学部A・B棟の改修が予算措置された。

独創的・先端的研究を目指す大学院総合研究施設等の整備計画として、平成16年度の総合教育棟改修によりプロジェクト研究実験室及び大学院文化科学研究科のスペース確保を行った。改修により総合教育棟に確保された研究スペース714㎡

は平成18年度に重点領域研究等に貸与された。

施設の老朽化・狭隘化に早急に対応するため、大規模改修等の年次計画を立て教育研究環境の改善を図る施設緊急5カ年計画（平成13～17年度）に基づき、昭和56年以前に建設された主要な老朽建物を対象に、平成16年度に耐震診断の上、大規模改修を行う優先度を決定した。これに基づき、平成16年度補正予算で総合教育棟の改修を実施した。大規模改修整備は、平成18年度には附属中学校が予算化され、続いて附属養護学校の体育・技術棟の耐震改修工事がなされた。経済学部棟及び教養教育1号館に身障者用トイレの増設、教養学部棟のトイレ改修工事、エレベータ更新工事等が平成17、18年度になされた。

施設整備のためにPFI事業等新たな手法を導入することに関して、他大学の実施例等を参考に平成16年度から検討を開始した。大宮ソニックシティカレッジ及び東京ステーションカレッジの2件のサテライトキャンパス等学外施設の整備・活用、学生寄宿舎施設の整備等の課題を検討した。学生・教職員の福利厚生充実を目指して、平成17年度に学生会館1階を改装経費出店者負担でコンビニエンス・ストアに改修した。当該コンビニエンス・ストアは平成18年4月に開店した。体育施設については、有限責任事業組合（LLP）により整備する方向で平成17年度から検討を開始し、平成18年度に「戦略企画室」に「運動施設改修・開放WG」を置き具体策を練った結果、運動施設の改修と維持管理をLLPに委ね外部資金により実施することとし、一般公募、コンペの結果、業務委託業者を選定した。選定された委託業者により第1次整備事業として2基の時計塔がグラウンドに設置された。

キャンパスの環境の維持・改善のため、平成16年度より学内一斉清掃を行い、学生・教職員の美化意識を喚起させた。平成17年度にはモニュメントの設置、大学表札の更新等正門付近の整備、外構の整備、構内標識の整備等を実施し、平成18年度には樹木・植え込みの剪定を行い、環境美化を図った。

快適で安全な構内環境を目指して、バリアフリー化を推進するとともに、ISO14001の取得を目指した環境改善を心がけ、光熱水量の削減、ゴミの排出抑制、コピー用紙の削減及び再使用等を推進し、平成17年度には「環境に関する埼玉大学の方針」を策定し学内に周知させた。総合教育棟の改修整備に際して、自動ドア、身障者用トイレ、エレベータ等の設置に加え、段差をなくしバリアフリー化を図った。経済学部棟に身障者トイレを設置するとともに、教育学部A棟玄関及び学生会館北側にスロープを取り付け、バリアフリー化に努めた。

施設等の有効活用及び管理維持に関して、全学的な視点から講義室等の整備、情報化を企画し、平成18年度に教養教育棟にマルチメディア室を整備した。学生支援、国際交流、地域貢献等に必要施設・設備は、既存施設を改修して有効活用することとし、平成18年度に学生会館1階に大学情報を発信するインフォメーションコーナーの設置を行うなどした。

②安全管理

労働安全衛生法等に基づいた安全管理体制の構築に関して、平成16年度に安全衛生委員会を設置し、平成17年度に安全対策マニュアルを策定し、これに基づいた安全管理の徹底を図った。産業医、衛生管理者及び衛生推進者による定期巡視の報告により厳格な管理を実施している。平成17年度に「国立大学法人埼玉大学毒物及び劇物取扱い要項」を改正し、薬品管理システムにより薬品を管理することとした。平成17年度に衛生管理者資格を新たに7名が取得し、この資格保有者の本学の必要数は3名のところ、累計資格取得者が26名に達した。受動喫煙防止のため、喫煙場所の見直しを行った。

構内の交通安全に関して守衛による巡回指導を徹底した。駐輪場の照明を改善し夜間の安全を図った。災害危機対策に係る年次計画を立て対策を講じた。

平成18年度にアスベスト入り機器什器類及び吹きつけアスベストが発見され、これらの処分・撤去を実施した。交通安全の視点から点検を行い、県警察本部、市当局等と折衝の結果、平成18年度に正門前交差点の横断歩道及び歩行者用信号の設置がなされた。

平成16年度から、盗難事故等の防止のため、電磁自動ロックシステム、入退室システム導入等のセキュリティ対策を順次実施した。

(2) 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

①キャンパスマスタープラン

有効利用、プリメンテナンス等を考慮した長期的な設備・施設の整備計画を進めるため、「施設利用・点検評価システム」により点検の上、学外有識者を加えた「キャンパスマスタープラン検討ワーキング」を発足させ、「キャンパスマスタープラン2007」を策定した。施設設備の全ての整備計画はこのプランに基づき立案することとした。良好で快適なキャンパス環境の形成のため、特に学生用トイレの改修、身体障害者に配慮したバリアフリー設備の整備、構内美化に努めた。

②PFI手法の導入

施設整備のため、PFI事業等新たな手法の導入を試みた。学生・教職員の福利厚生充実を目指して、平成17年度に学生会館1階を改装経費出店者負担でコンビニエンス・ストアに改修した。通常の店舗だけでなく、勉学のためのデスクコーナー、談笑できるカフェコーナー等を整備し、快適な空間の創出に努めた。当該コンビニエンス・ストアは平成18年4月に開店した。

体育施設については、有限責任事業組合（LLP）により整備することとし「運動施設改修・開放WG」を置き具体策を練った結果、運動施設の改修と維持管理を外部資金により実施することとし、一般公募、コンペの結果、業務委託業者を選定した。選定された委託業者により第1次整備事業として2基の時計塔がグラウンドに設置された。

③安全衛生の徹底

労働安全衛生法等に基づいた安全管理体制を整備し、安全対策マニュアルによる安全管理の徹底を図った。教育研究用の薬品は、全学としての薬品管理システムにより保管管理することとした。

(3) 自己点検・評価の過程で、中期計画・中期目標を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況

該当なし

(4) 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む）

該当なし

【平成19事業年度】

(1) 法人化のメリットを活用し、大学運営の活性化を目指した、財政、組織、人事等の面での特色ある取組

①施設設備の整備・活用

施設パトロールによる点検に基づき施設整備を実施した。第2次国立大学等施設緊急整備5カ年計画に基づき平成18年度に策定された第2次埼玉大学施設緊急整備5カ年計画を「キャンパスマスタープラン2007」との整合を図りながら推進することとし、旧教育学部A・B棟の大規模改修を行い、これにより全学共用スペース及びプロジェクト研究用スペースを2539㎡確保した。施設の老朽化に対応して、附属中学校特別教室棟の改修、経済学部研究棟エレベータの更新等を実施した。

有限責任事業組合（LLP）による運動施設の改修を行い、テニスコート6面の整備を行い、寄付物件として受け入れた。

良好なキャンパス環境形成のため、教職員と学生が連携して構内一斉清掃を実施しキャンパス全体の美化意識を高めた。樹木の剪定、ゴミ集積場の整備等環境の美化に努めた。

快適で安全な構内環境を目指して、バリアフリーマップを作成しHP等に表示した。また、環境報告書を公表するとともに、環境目標と行動計画をHPで周知を図った。

②安全管理

構内の交通安全、災害時の安全確保を考慮し、一方通行区間を設定するなどの対策を講じた。盗難や事故等の防止のため引き続きセキュリティ対策を強化した。

(2) 国立大学法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、大学運営を円滑に進めるための様々な工夫

①LLPによる施設整備

外部資金の活用による運動施設の整備として、LLPによるテニスコート6面の改修整備を行った。

②環境美化意識の浸透

教職員・学生が一体となって一斉清掃を実施、大学HPに環境報告書を公表、環境目標・行動計画を周知させるなど、教職員・学生の美化意識の高まりを促進した。

③安全管理

災害時の安全確保、構内の交通安全に配慮した通行システムを設定した。盗難、事故等の防止のため引き続きセキュリティ対策を施した。

(3) 自己点検・評価の過程で、中期計画・中期目標を変更する必要がある、あるいは、変更について検討する必要があると考えられる場合は、その状況

該当なし

(4) 中期目標の達成に向けて支障が生じている（あるいは生じるおそれがある）場合には、その状況、理由（外的要因を含む）

該当なし

2. 共通事項に係る取組状況

【平成16～18事業年度】

(その他業務運営に関する重要事項の観点)

(1) 施設マネジメント等が適切に行われているか。

副学長の下に学外有識者を加えた「キャンパスマスタープラン検討ワーキング」を発足させ、「キャンパスマスタープラン2007」を策定した。施設設備の全ての整備計画はこのプランに基づき「戦略企画室」が立案することとした。文部科学省が定めた第2次国立大学等施設緊急整備5カ年計画に基づく埼玉大学施設緊急整備5カ年計画は、「キャンパスマスタープラン2007」との整合を図った上、施設整備を推進した。これにより、施設の老朽化・狭隘化への対応、耐震診断及び耐震補強工事の実施等大規模改修整備の年次計画が策定、推進された。平成16年度補正予

算で総合教育棟の大規模改修、平成18年度に附属中学校並びに同特別教室棟の大規模改修整備など順次実施された。

施設整備等にPFI事業等新たな整備手法の導入を図り、平成17年度に大学会館を改装経費出店者負担で改修し、翌年度よりコンビニエンスストアを置いた。また、運動施設改修には有限責任事業組合（LLP）を用いることとし、公募により業務委託業者を決定し、平成18年度にグラウンドに2基の時計台を設置させた。

構内美化、バリアフリー化、環境配慮対策等、順次実施した。

(2) 危機管理への対応が適切にとられているか

労働安全衛生法等に基づいた安全管理に関して、安全衛生委員会を設置し、平成17年度に安全対策マニュアルを策定し、これに基づいた安全管理の徹底を図った。産業医、衛生管理者及び衛生推進者による定期巡視により厳格な管理を実施した。平成17年度に「国立大学法人埼玉大学毒物及び劇物取扱い要項」を改正し、薬品管理システムにより薬品を管理することとした。災害危機対策の推進のため平成17年度に「災害危機対策室」を設置し、年次計画を策定するとともに災害時対応の対策を講じた。

構内の交通安全、盗難事故等の防止の対策を順次実施した。

(3) 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか

当該評価結果は全学運営会議及び教育研究評議会に報告され、また、全教職員に通知されるとともに大学HPで公表されている。評価結果を踏まえ、次年度以降の計画立案・推進に取り組んでいる。

【平成19事業年度】

(その他業務運営に関する重要事項の観点)

(1) 施設マネジメント等が適切に行われているか。

学長の下に施設マネジメントを統括する「キャンパス整備管理室」を置き、「戦略企画室」との連携により「キャンパスマスタープラン2007」に基づく施設整備計画が進められ、大規模改修の概算要求により平成18年度補正予算で教育学部A・B棟の耐震補強改修がなされた。その他の構内整備が順次なされた。学生寮の整備手法として長期借入金による方法の検討を開始した。

民間資金を活用したLLPによる運動施設の改修整備により、テニスコート6面が完成し、寄付物件として受け入れた。

快適で安全な構内環境を目指して、バリアフリーマップを作成しHP等に表示した。また、環境報告書を公表するとともに、環境目標と行動計画をHPで周知を図った。各部局及び附属学校園に「環境推進委員」を置き、「環境負荷削減取組みチェックリスト」を用いて環境改善の取組を進めた。

(2) 危機管理への対応が適切にとられているか

「災害危機対策室」による災害危機対策を年次計画に従って順次実施するとともに、平成19年11月27日に全学一斉避難訓練を実施し、一時避難場所に4千名以上の学生が避難した。地震等災害時の飲料水確保のため、学内自動販売機設置業者と「災害時飲料提供協定」を締結し、無償で提供を受けることとした。

研究費の不正使用防止に関して、「埼玉大学における研究費の不正使用防止等に関する規程」を制定し、学長の下に「研究費不正使用防止推進室」を置き、防止計画を定め、物品等の発注・検収に関する権限と責任を明確にし、厳格に遂行することとした。

(3) 従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか

当該評価結果は全学運営会議及び教育研究評議会に報告され、また、全教職員に通知されるとともに大学HPで公表されている。評価結果を踏まえ、次年度の計画立案・推進に取り組んでいる。